

B 様

| | |
|---------|---------|
| 神戸市監査委員 | 近 谷 衛 一 |
| 同 | 横 山 道 弘 |
| 同 | 安 達 和 彦 |
| 同 | 池田りんたろう |

職員健康保険料に係る公費負担分に関する住民監査請求について（通知）

平成 19 年 6 月 26 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 19 年 6 月 26 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

地方公務員の健康保険の本人負担が未だに 12 都市において 5 割未満であるという 5 月 23 日の日経新聞記事を見て、神戸市の実態を情報請求した結果、神戸市が長年にわたって過剰な公費負担をしてきたことが分かった。（平成 14 年度～18 年度合計の公費負担金額約 256 億円、過剰公費負担金額約 63.6 億円）

地方公務員等共済組合法では保険料については公務員と自治体とが完全折半することを定め、同時に自治体が 50%以上を負担することを禁止しているが、同法公布までに健康保険組合が出来ていた 18 自治体については同法が適用されず、健康保険法 162 条により、規約で決めれば公費負担割合を増加できることとされており、現在も 12 自治体の健康保険組合は毎年規約を決めなおして、神戸市については上記のような過剰公費負担をつづけている。同法公布以来この 44 年では 700 億円以上の過剰な負担が税金からなされていたことになる。また、同法のとおり完全に折半となるのは平成 21 年からだとの話で、是正に 7 年もかけるのである。

職員の福利厚生のための負担金の支出としては、5 割を超えた分の支出は無駄な公金の支出である。その実質は地方自治法 204 条に規定する手当または給与であると言わざるを得ず、同法 204 条、地方公務員法 24 条及び 25 条に違反したヤミ給与として違法である。したがって、市長は、職員及び元職員に平成 14 年～18 年度分 63.6 億円の不当利得返還を求めべきであり、また平成 19 年度の違法支出差止めをするべきである。

また、この違法は財務会計上のものであり、かつ、これを誤った点について、支出命令権者である当時の神戸市長及びこれらの手続きに関与した職員全員に過失がある。したがって当時市長の職にあった者個人が、過去5年間の支出のうち職員から返還されない総額を、市に返還しなければならない。監査委員にはこの趣旨に添った適切な措置を講ずることを求める。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生防止、補てんを目的とするものである。

したがって、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人は、財務会計上の行為である市による保険料公費負担分の支出について、公費負担割合「5割を超えた分の支出は無駄な公金の支出である」とし、「ヤミ給与」と断じている。しかし、健康保険組合の規約の定めによる事業主負担の負担割合の決定については、公金支出の原因行為ではあるが、それ自体は「神戸市の長等による財務会計上の行為」とは認められない。

なお、財務会計上の行為とその原因となる行為との間に密接かつ一体的な関係がある場合には、原因行為の違法性が財務会計上の行為に承継される場合がある。しかしこの場合において、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、原因行為について、当然無効となる程度まで看過しがたい瑕疵がある場合に限られると考える。ここで、財務会計上の行為である保険料の支払いについて、その原因行為である健康保険組合の規約の定めによる負担割合決定との関係を考えると、原因行為に当然無効となる程度まで重大かつ明白な瑕疵があるとは考えられず、よって、その負担割合に基づく市の公金支出について、当然に違法性があるとまではいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。